

主な用語の解説

○株式等譲渡所得割交付金

株式等の譲渡をする際に課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。

○換価手続

差し押さえた財産を、滞納市税に充てるために、強制的に金銭に換える手続きのことです。

○基金

特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産、または定額の資金を運用するために設ける資金や財産をいいます。

※学校建設基金＝学校施設を建設することを目的として積み立てる資金のこと。

○寄附金

民法上の贈与で、金銭に限られます。用途が特定されない「一般寄附金」、用途を限定した「指定寄附金」があります。

○繰入金

一般会計、特別会計及び基金間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。

○繰越金

前年度の決算上、余ったお金のことです。

○県支出金

県から市の事業に対して支払われるお金です。

○公債費

市債の元金・利子やその他の利子を支払うための経費です。

○交通安全対策特別交付金

交通違反の反則金をもとに、信号機や歩道を整備するために交付されるお金です。

○国有提供施設等所在市町村助成交付金

当年3月31日現在で国が所有する固定資産のうち、アメリカ軍や自衛隊の基地施設に供する固定資産（土地、家屋、工作物）について交付されるお金です。

○国庫支出金

国から市の事業に対して支払われるお金です。

○ゴルフ場利用税交付金

地方税法に基づき、ゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額をゴルフ場が存在する市に交付されるものです。

○財産収入

市の財産の貸付け、売払いなどで得た収入。公共用地の売却や基金積立金の利子などが該当します。

○財政調整基金

予期しない収入減少や不時の支出増加等、年度によって生じる財源の不均衡を調整するための積立金のことです。

○最低制限価格

工事又は製造その他についての請負を競争入札によって締結する場合、技術上常識で考えられないような低価格の落札を防止するため、落札の最低限度価格を設定する制度です。

○資金不足比率

水道事業、下水道事業それぞれの資金の不足額を事業の規模で除した得た比率をいいます。両比率とも経営健全化基準（自主的、計画的に公営企業の経営の健全化を図る基準：20%）を下回っています。

○市債（地方債）

学校の校舎建設など多額の経費が必要なものの財源に充てるため、市が国や銀行などから調達する長期的な借入金のことです。市が調達する資金を「市債」、市債を起こすことを「起債」といいます。

○市税

市民等から納めていただく市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税などです。

○自動車取得税交付金

自動車取得税の一部を財源として、市道の長さ、面積に応じて県から市に交付されるものです。

○充用

予定外の支出及び予算を超過した支出に充てるために準備しておく予備費を、予算が不足する経費に充てること。

○使用料及び手数料

公の施設の使用料や証明書の発行に伴う手数料として徴収するものです。

○諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

○地域ブランド

特産品、伝統工芸品、温泉などを、密接なつながりのある地域名と合わせてつくられたブランド（銘柄）のことです。

○地方交付税

基準財政需要額（全国の自治体が平等に行政サービスを受けるための必要な額を一定のルールで算出した額）が基準財政収入額（全国の自治体の収入を一定のルールで算出した額）を超える場合に、その差額（財源不足）を基本として国から交付される普通交付税と、特別な財政需要に対応するもので普通交付税の算定に反映できなかった具体的な事情を考慮して交付される特別交付税があります。

○地方消費税交付金

消費税の一部を財源として、国勢調査を基に人口と従業者数で按分し、県から市に対して交付されるものです。

○地方譲与税

国から道路面積等により計算され配分されるお金です。

○地方特例交付金

国の施策により恒久的な減税の影響で減収となった一部を補填するため国から交付されるものです。

○ドライ方式

床に水を流さず乾いた状態で調理や洗浄作業を行う方式のことです。細菌やカビの繁殖抑制などの効果があります。

○二次予防（介護予防関係）

要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し、早期に対応することにより状態を改善し、要支援状態となることを遅らせる取り組みです。

○配当割交付金

上場株式等の配当などに課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。

○付託

議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会に審査をゆだねることです。

○普通徴収

納税通知書により課税された税金を、給与天引きではなく納税義務者本人が直接、金融機関等で納付（口座振替を含む）する方法です。

○不用額

実施した事業に要した経費が予算よりも少なく済んだため、支出しなかった額のことです。

○分担金及び負担金

市の行う事業により利益を受ける方から、その利益を限度として徴収するものです。

※保育園の保育料などが該当します。

○補正予算

予算の調製後に生じた事由に基づき、既成の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときに調製される予算のことです。

○有収水量

料金収入の対象となった水量のことをいいます。

○有収率

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合です。

○予備費

予算編成時に予期しなかった予算外の支出に対応するための科目をいいます。

○利子割交付金

貯金等に課税される県税の一部を市町村に交付するお金です。